

商店街における集客事業（イベント等）実施時の遵守事項

1. 基本的な考え方

商店街における集客を伴うイベント（お祭り、セール、抽選会等）については、参加人数が比較的少ないイベントも含め、県の方針に従うことを前提に、商店街の各店舗、商店街共用部（駐車場、トイレ、休憩スペース等）及び従業員の感染防止対策を徹底した上で実施すること。また、来場者の区画・管理に努めることが望ましい。

2. 商店街イベント開催時の感染防止対策

- ① マスク着用状況が確認でき、必要な場面で着用していない場合は個別に注意等を行う。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布するなどの対応をすること。
- ② 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスクの正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じること。
※大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、音量を上げすぎないように留意すること。
- ③ こまめな手洗いや、アルコール等の手指消毒液の使用を徹底すること。
- ④ 施設内（出入口、トイレの他、ウイルスが付着した可能性のある場所）を定期的かつこまめに消毒すること。
- ⑤ 屋内施設においては、機械換気による常時換気を行う。機械換気が設置されていない場合は、窓開け換気を行うこと。
- ⑥ 来客数が増大し密集状態が懸念される場合は、適切な入場制限や整列対応（列にマークを付ける等）、入退場時間をずらす等の工夫を行うこと。入場口・トイレ等で密集が回避できない場合は、各商店街等の実情に応じ、人数制限・動線の確保、マスクの常時着用、大声や長時間の会話控え、換気、対人距離確保に努めること。
- ⑦ 大声を伴わないイベントの場合は、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離（座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m））の確保を行うこと。
- ⑧ 飲食の可能なスペースについては、感染防止策（1.アクリル板等パーティションの設置又は座席の間隔確保、2.手指消毒の徹底、3.食事以外のマスク着用、4.換気の徹底、5.発声が想定される場面での飲食禁止、6.食事時間の短縮・限定）を講じること。長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外は自粛すること。ただし、発声がないことを前提に、

飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。

- ⑨ 食事中以外のマスク着用や、過度な飲酒の自粛を依頼すること。
- ⑩ イベント会場入場時の検温へのご協力を依頼すること。また、有症状者（37.5 度以上または平熱を超える発熱、風邪症状等が見られる者）の入場制限を行うこと。入場制限については、イベント開催前に周知を行うこと。
- ⑪ 各商店街・会場等の実情に応じて、埼玉県LINE コロナお知らせシステムなどの通知サービスの登録、事前予約制の導入、入場時の連絡先把握、QRコードの活用等により参加者の把握を行うことが望ましい。また、その旨を参加者に周知すること。
- ⑫ 有症状者は出演、練習を控えること。特に、合唱等声を発出するイベントでは参加者間の身体的距離の確保、マスク着用、換気の徹底等、感染防止策を講じること。また、演者等と観客がイベント開催時及びその前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ⑬ 演者に対する検査の活用・徹底を図る際には、以下を参考にすること。
 - ・普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態の把握を依頼する。
 - ・体調が悪い場合には出演を見合わせる。
 - ・演者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その演者に対し、抗原検査キットを活用して検査を実施することが望ましい。
- ⑭ イベント前後の滞留回避、身体的距離の確保、マスク着用等に対する注意喚起を実施すること。
- ⑮ イベント前後は会場への呼びかけ等により、時差入退場の実施をすること。
- ⑯ 主催者及び施設管理者において、本ガイドラインに従った取組を行う旨をHP等で公表すること。

3. その他事項

このほか、商店街に属する各店舗において、小売業や飲食業を含め、関連する業種ごとの感染拡大予防ガイドラインがある場合には、その記載事項を踏まえて、適切に対応すること。

(参考) 全国商店街振興組合連合会による「商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針」(令和4年8月26日改訂)